



2020年2月17日

国際協力機構 理事長 北岡 伸一 様

## ミャンマー・ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発事業 Zone B 工業地域フェーズ 4 (移転区域 2-2 西部) の 移転・補償プロセスにおける強制・脅迫等の回避を求める緊急要請書

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ  
代表理事 福田健治

ティラワ SEZ 開発事業のとりわけ移転区域 2-2 西部に係る移転・補償問題に関しては、昨年 11 月の貴機構との会合のなかでも議論させていただき、同移転区域に生計手段を農業に深く依存してきた影響住民がいることを踏まえ、同様の住民が多かった Zone A 工業地域の移転・補償プロセスで起きた問題が繰り返されぬよう、その教訓を十分に活かした対応が必要であることを指摘させていただきました。また、タミル系の影響住民については、その文化・宗教的な背景も十分に踏まえた特別な配慮が必要である点も注意喚起させていただきました。

今般、弊団体が 2 月 15 日に同区域を訪問し、タミル系の影響住民に聞き取りを行なったところ、移転・補償内容に合意しておらず (合意文書にも署名しておらず)、依然立退きをしていない少なくとも 13 世帯<sup>1</sup>について、強制退去などが非常に危惧される状況に置かれていることがわかりました。

すでに彼らの家屋や農地の周囲では、土地造成作業が本格的に始まっており、トラックやブルドーザーなどが行き交っています。家屋や農地のすぐ目と鼻の先でトラックの荷台から土が降ろされ、土の山が家屋の周りに並んでいるような光景も見られました。

13 世帯中 1 世帯 (XXXXX 氏) には、今年 2 月 6 日と 2 月 11 日付で SEZ 管理委員会から、概ね以下のような内容の通知書が届いており、早ければこの 2 月 18 日にも、影響住民の合意のないまま、強制的に農地での土地造成が開始されることが懸念される状況です。また、土地造成の開始を回避しようとする影響住民と工事関係者等との間での無用な衝突などが起きる可能性も否めません。さらに、通知書等は依然届いていないものの、今後、近いうちに家屋の取壊しや立退き通知書が 13 世帯に届き、強制退去などが行なわれる可能性も懸念されます。

- ① 2020 年 2 月 6 日の通知書 (ティラワ SEZ 管理委員会の XXXXX 氏が署名)
  - ・あなたが利用してきた土地はすでにティラワ SEZ 管理委員会に移譲されているものなので、今後、同土地での作業はしないこと。
- ② 2020 年 2 月 11 日の通知書 (ティラワ SEZ 管理委員会の XXXXX 氏が署名)
  - ・同土地は 1996-97 年に収用されており、すでに土地補償金は払われている。
  - ・水田でのコメ作りがなされてきた。国際基準に則り、コメ 6 年分の作物補償を支払う。
  - ・工事作業を行なうので、2020 年 2 月 17 日までに補償を受け取ること。
  - ・2020 年 2 月 18 日以降、もし土地での作業を行なったら、あなたを訴える。

<sup>1</sup> 13 世帯中 8 世帯は、例えば 10 エーカーなど、広い農地 (水田) を利用してきた世帯である。主に土地補償と SEZ 近くの移転場所の確保を要求しており、移転・補償措置に合意していない。

①の通知書を受領後、同1世帯は今年2月10日付でウィンミン大統領やアウンサンスーチー国家顧問などミャンマー政府関係者に書簡を提出しており、とりわけ土地補償に係る問題の指摘とその解決を求めています。こうした影響住民の懸念や指摘の内容も十分に理解した上で、丁寧かつ適切な対話プロセスの下、移転・補償交渉が行なわれるべきであり、また、住民の合意前に強制的な措置がとられるべきではありません。

従って、私たちは、貴機構が以下の点を可及的速やかに行なうよう強く要請します。

- i. 移転区域 2-2 西部における上述した影響住民の移転・補償交渉について、ミャンマー政府当局に事実関係を確認すること。
- ii. 影響住民の移転・補償合意がないまま、強制的な農地収用や家屋取壊し、強制退去が行なわれることのないよう、ミャンマー政府当局に申し入れること。
- iii. 影響住民との移転・補償交渉や合意取付けが強制的な形で行なわれることがないよう（補償金の受取りの強要も含む）、ミャンマー政府当局に申し入れること。
- iv. 影響住民との移転・補償交渉や合意取付けのプロセスにおいて、訴訟の可能性に言及するなど、脅迫的な発言・行為を慎むよう、ミャンマー政府当局に申し入れること。
- v. 移転・補償合意を依然していない複数の世帯の居住地域周辺で、すでに土地造成作業が本格的に始められていることから、当該工事に係るトラックや重機の往来等によって、影響住民、特に女性や子どもに被害が及ぶことのないよう安全面やアクセスの確保を徹底するとともに、土埃や騒音などによる生活・健康リスクを回避すべく最大限の配慮を行なうよう、ミャンマー政府当局に申し入れること。
- vi. ii～vに係る事項は、貴機構の環境社会配慮ガイドラインにおいても重要な規定（「移転住民の適切な参加」や「社会的弱者への適切な配慮」等）の遵守に関わることをミャンマー政府当局に再度注意喚起すること。

以上

連絡先：

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

担当：土川実鳴 E-mail：xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx@gmail.com

Cc: JICA 異議申立審査役